

第5節 消防用設備等の運用基準等

第1 パッケージ型消火設備等の運用の細目について

当消防本部における運用について下記の通り細目を定める。

1 パッケージ型消火設備関係

- (1) パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。)第3に規定する設置要件の細目

ア 「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場所をいうものであること。

(ア) 初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部を有する場所
防火対象物の実態に応じて判断するものとする。

(イ) 初期消火及び避難を行う上で有効な、随時容易に開放できる開口部を有する場所
次のa又はbに適合する場所をいう。

a 各居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）については、床面積500㎡以内毎に次に掲げる基準に適合する開口部を1箇所以上有するものであり、当該開口部は居室の各部分から容易に見通すことができるものであること。

なお、外気に面しない居室にあつては、共用部分又は上記開口部を有する居室に通じる避難のための有効な開口部（高さ1.8m×幅0.75m）を有するものであること。

(a) 直径50cm以上の円が内接する開口部を有するものであること。

(b) aの開口部は、床面から開口部の下端までの高さが1.2m以下であること。

(c) 内部から随時容易に開放できる構造であること。

※ 「内部から随時容易に開放できる構造」とは、はめ殺し窓等、随時容易に開放できないもの以外のものをいう。また、外部から容易に開放できないものであつても、屋内から手動若しくは電動（非常電源付きのものに限る。）により開放できるもの又は自動火災報知設備の作動により解錠し、手動又は電動（非常電源付き）により開放できるものを含むものであること。

b 居室に該当しない室又は建築物の部分については、aの例又は建基令第126条の2第1項ただし書に掲げる基準に適合するものであること。

(ウ) 火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火ができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該開口部から避難できる場所
建基令第126条の2及び第126条の3の規定に適合するものであること。

第1 パッケージ型消火設備等の運用の細目について

※ 建基令第126条の2第1項ただし書の規定に基づき排煙設備の設置を要しない建築物又は建築物の部分を含むものであること。

イ パッケージ型消火設備は、原則として容易に視認できる部分に設置すること。ただし、次に掲げる場所にあつては、当該部分を包含するパッケージ型消火設備は、容易に視認できる部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等（概ね5m未満）に設置すること。

（ア）外気に面しない居室

（イ）居室に該当しない室又は建築物の部分

（ウ）上記建基令第126条の2ただし書の規定に基づき排煙設備の設置を要しない建築物又は建築物の部分

ウ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号。以下「220号通知」という。）又は「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年3月25日付け総務省令第40号。以下「40号省令」という。）の適用を受けたものは、パッケージ型消火設備を設置できないものとする。

（2）特例基準

次のいずれかに適合する場合は、令第32条を適用し12号告示第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

ア 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のいずれかに該当する場合

（ア）地階が避難階となる防火対象物で、規則第5条の2に規定する普通階である場合

（イ）地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他のこれらに類する場所のみである場合

イ 前ア以外で、消防署長が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、12号告示の基準によらなくとも安全を確保できると認める場合

2 パッケージ型自動消火設備関係

（1）パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）第3で定める設置要件の細目

ア 13号告示第3により、規則第13条第3項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を12号告示に従い設置することができるとされているが、次に掲げる部分についても、同様とする。

・「消防用設備等技術基準（各論）」第4、3、（4）、ケの規定により、令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除することができる部分

イ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で220号通知又は40号省令の適用を受けたものは、パッケージ型自動消火設備を設置できないものとする。

3 その他

(1) 機器等

パッケージ型消火設備又はパッケージ型自動消火設備は、規則第31条の4の規定による登録認定機関の認定品を設置すること。

(2) 特例申請

前1、(2)により、令第32条の規定を適用する場合には、関係者からの特例申請書の提出を求めること。

(3) 従前のパッケージ型消火設備又はパッケージ型自動消火設備の取扱い

従前の令第32条の規定（消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第19号)より前の規定をいう。）を適用し、設置したパッケージ型消火設備又はパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の適用については、防火対象物の事情に変更がない限り原則として従前の例によるものとする。

なお、この場合における点検については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に準じて実施するように指導すること。